

令和 8 年（ネ才）131 号 上告提起事件

上告人 榎本清

被上告人 東大和市

同代表 和地仁美

上告理由書

2026 年 4 月 1 日

最高裁判所 御中

上告人 榎本清 印

頭書の事件について、上告人は次のとおり上告理由を提出する。

上告の理由

第 1、憲法第 21 条（表現の自由）違反

2024 年 8 月 21 日午後 6 時 30 分から開かれた、東大和市「令和 6 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」と略す）における同市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条に基づく上告人の口頭意見陳述は、審査請求人である上告人の主張、並びに思うところを審査会委員に自由に披瀝する貴重な場であり、憲法第 21 条の表現の自由を基底に保障されたものとなっている。

これを記録した音声データは、審査会の議事を録音した音声データの一部であり、共に期間を定めて保存すべき公文書である。この事は、2004 年（平成 16 年）11 月 18 日 最高裁判所 第一小法廷判決（甲 10 号証）に示されているとおりであり、詳細は本件上告受理申立理由書を参照されたい。この陳述内容を記録した音声データは、「議事録を作成するための補助的なメモ」ではなく、保存すべき公文書であり、議事録に誤りが指摘された場合にその成否を判断するうえで担保となるものである。

しかるに、東大和市文書管理規則（以下「同規則」と略す）においては、当該音声データを、期間を定めて保存すべき「文書等」（同規則第 2 条 4 号）、すなわち公文書としては取り扱わず、これを第 2 条 8 号に定める「資料文書等」として、「事務遂行上必要な期間だけ保管し、不要になった段階で廃棄が可能なもの」（乙 1 号証「東大和市『文書事務の手引』」1 頁 14

～15行)としているのである。この「資料文書等」という規定は、2015年(平成27年)3月31日に相手方東大和市が文書管理規則を改訂し、同規則第2条にこれを加えたものであり、「保存期間を定める必要がないもの」としている。

文書の取り扱いを職員に徹底することを目的にまとめられた「文書事務の手引」(乙1号証)によれば、「資料文書等を定義した目的」として「これらの文書等であっても、組織として保有しているものは情報公開条例及び個人情報保護条例の公開(開示)対象となることから、」「これらの文書等を『資料文書等』と定義し、不要になった段階で廃棄できるよう、取扱いを明確にしました。」(「文書事務の手引」2頁6～9行 下線上告人)と、市の「情報隠し」の意図をあからさまに語っている。この改訂によって「資料文書等」と位置付けられた音声データは、「事務遂行上必要な期間だけ保管」し、「速やかに廃棄」(同規則32条)されるようになったのである。

このことは、同市情報公開条例、及び個人情報保護条例の開示対象から外されるという重大な問題であることはもちろん、先にも述べたように、議事録が文書化された段階で「速やかに廃棄」されてしまえば、今般のように議事録に誤りが指摘された場合、その真偽を判断する担保が失われたことになり、陳述者の自由な意見表明の機会を奪ってしまうことになる。

意見陳述はすでに終えたのだからいいだろう、ということにはならないし、陳述人から「訂正要望」(正確には、「第1回情報公開・個人情報^マ審査会^マ口頭意見陳述(2024年8月21日)記録について」(甲5号証 正確には「個人情報保護」))が提出されたのだから不利益はない、ということにもならないのは上記のとおりである。

東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条に定められた口頭意見陳述は、審査員の前で審査請求人が意見陳述をする機会を保障している。すなわち、口述で自らの意見を表現する権利を認めているのであって、当該音声データの廃棄によりその真偽を確認する機会が奪われたことは、口頭意見陳述の機会そのものが実質的に失われてしまったことと同義であり、審査請求人の表現の自由侵害を意味する。

そもそも表現の自由とは、表現した内容が相手方を含む社会に正確につたえられてこそ成り立つものである。独房の中で、あるいは無人島で言いたいことを叫ぶことはできても、これを「表現の自由」とは呼ばない。

同市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条に基づく審査会における上告人の口頭意見陳述内容を記録した音声データを、文書化した後に当事者の了解も得ず、保存期間を定めることも

なく、「速やかに廃棄」したこと、また、それを法的に可能ならしめる同規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定は、審査請求人の述べた内容を再生し、確認する機会を奪う違法な狼藉行為と言っても過言ではない。

音声データが、一定期間保存すべき公文書として規定されていれば、文書化した口頭意見陳述との同一性を確認することもできたはずである。しかし東大和市では同規則に違法な「資料文書等」という規定を設けてまで、これを「速やかに廃棄する」（同規則第 32 条）よう求めている。

この事は、陳述者である審査請求人の表現行為を事実上奪うことを意味し、表現の自由の侵害は明らかである。そのような東大和市文書管理規則第 2 条 8 号の「資料文書等」という規定を「適法」とした原判決（3 頁 23～26 行）も、同様に憲法第 21 条に違反することは明白である。

2、憲法第 82 条 1 項（裁判公開の原則）違反

2025 年 3 月 27 日、東京地裁立川支部民事第 3 部での結審の日、裁判官 大野博隆は「（判決日には）おいでいただかなくても結構です」と述べた。これはたとえ善意から出た言葉であるとしても、憲法第 82 条に定められた裁判の公開原則に直接抵触する発言であり、軽々しく考えではない問題である。

被上告人はこの発言に対し、控訴審の答弁書で「判決言渡期日に（おいでいただいても）おいでいただかなくても結構ですと控訴人のために説明」とカッコで補足して述べ、その正当化を図っている。しかしながら、「おいでいただかなくても結構」と「おいでいただいても、おいでいただかなくても結構」では、その言わんとする内容は全く異なる。すなわち、後者が選択可能性を示しているところ、前者は出廷することを禁じられたと受け止められたとしても仕方のない表現である。しかし、問題なのはその真意ではなく、法廷内で裁判長がそのような発言をしたこと自体である。

ところが、被上告人がその事実を「自白」しているにもかかわらず、原審の判事が、「本件記録を精査しても、原審の手続きに違法があると認めることはできない。」（原審判決書 4 頁 21～22 行）と、このような事実すら認定していないのはまことに奇妙なことである。

大野裁判長が「判決言渡期日においでいただかなくても結構です」と述べたことは、被上告人の「自白」したとおりであり、仮にカッコ内の真意があったとしても、法廷の場でこのような発

言を裁判長が行ったこと、その事実が問題とされねばならない。閉廷後、書記官が当事者に対し参考情報として伝えるのとはわけが違う。

この事は、発言対象が訴訟代理人である弁護士であるか、本人訴訟における原告本人であるかを問わない。また「原告本人」の法に対する理解度に左右されるわけではない。問題の核心は、法廷という公の場で、絶対的な権力を持つ裁判長が、そのような不用意な内容を（無自覚に？）発したということ自体である。そのことにより、これ聞いた対象者が、「出廷してはならない」と受け止めるような事態が生じないと誰が言い切れよう。もちろん、本件ではそのような事態に至らなかったから良い、という理解で済まされるような問題でもない。

日本国憲法は第 82 条で「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と、裁判公開の原則を定めている。また、憲法第 32 条では「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」として裁判を受ける権利について定めている。

裁判官が法廷の場でこのような発言をすることは、裁判官自身を持つ社会的権威や強制力から、当事者の裁判を受ける権利、及び当事者・傍聴人から裁判の公開性を奪うことを招来しかねない仕儀である。この原因は当事者や傍聴人の責任ではなく、ひとえに法廷を支配する裁判官の責任に帰すべき問題である。裁判官はそのような重大な使命をもって法廷に臨まねばならず、軽々しくこのような言葉を発するべきものではない。その結果として憲法第 32 条、及び 82 条に抵触する行為となるからである。

すなわち、上記発言は裁判官としての適性を疑わせるものであり、憲法 82 条 1 項に抵触する重大な事態と受け止められなくてはならない。

最高裁での厳正な審査を求めところである。

第 3、結論

以上のごとく、原判決は違法であり、破棄されるべきものである。

付属書類

1、上告理由書副本 7 通